騒音規制法に基づく届け出が必要な特定建設作業一覧

項番	特定建設作業の種類	届出対象となる作業・機械例	届出対象とならない作業・機械例
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜き機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマー、バイブロハンマ、油圧ハンマ、パイルエキストラクタ	もんけん、サイレントパイラー、場所打ちくい工法、硬質地盤クリア工法（パイルオーガ併用）によるくい打ち作業
2	びょう打機を使用する作業	リベットハンマ	トルクレンチ、インパクトレンチ、電動ナットレンチ
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に稼働する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）	ハンドハンマ（電動ピックを含む）、ハンドブレーカー、油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー）、ドリフタ、レッドグリル、ストーパ、ジャックハンマ、クローラドリル、ダウンザホールドリル、ダウンザホールハンマ、ロックオーガー工法による杭破砕	コンクリートカッター、ニブラー、コンクリート圧砕機
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機であってその定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	エンジン駆動方式	電動駆動方式、タービン駆動方式
5	コンクリートプラント（混錬機の混錬容量が0.45立法メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混錬機の混錬重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）		ミキサー車、アスファルトサイクリングプラント
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業		環境大臣が指定する低騒音型
7	トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業		環境大臣が指定する低騒音型
8	ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業		環境大臣が指定する低騒音型

※振動規制法に基づく届け出が必要な特定建設作業については、２ページをご覧ください。

振動規制法に基づく届け出が必要な特定建設作業一覧

項番	特定建設作業の種類	届出対象となる作業・機械例	届出対象とならない作業・機械例
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	ディーゼルハンマ、ドロップハンマ、スチームハンマ、エアーハンマー、バイブロハンマ、油圧ハンマ、パイルエキストラクタ	もんけん、サイレントパイラー、硬質地盤クリア工法（パイルオーガ併用）によるくい打ち作業
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業		
3	舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	ドロップハンマ車等	
4	ブレーカー（手持式を除く。）を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。)	油圧ブレーカー（ジャイアントブレーカー）、エアーハンマ、クローラドリル	ハンドブレーカー、電動ピック

※騒音規制法に基づく届け出が必要な特定建設作業については、１ページをご覧ください。